

# 電力売買契約書(案)

令和8年 月 日  
(2026年)

(甲) 宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市  
宝塚市長 森 臨太郎

(乙)

件名	宝塚市クリーンセンター余剰電力
履行場所	兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号(クリーンセンター)
契約金額	別紙「契約金額一覧」のとおり
契約期間	契約締結日から令和9年(2027年)3月31日24時00分までとする。 ただし、余剰電力売却開始は、令和8年(2026年)4月1日0時00分からとする。
契約保証金	免除(宝塚市契約規則第30条による)
特記事項	予定売却電力量 契約期間内の全量(概ね 1,642,200 kWh/年)

上記について、宝塚市(以下「甲」という。)と購入者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。  
この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その1通を所有するものとする。

#### (余剰電力の売却)

- 第1条 甲は、クリーンセンター(以下「甲の施設」という。)における発生電力に余剰がある場合、その電力(以下「余剰電力」という。)を乙に全量売却し、乙はこれを全量購入するものとする。
- 2 契約期間内の余剰電力が、余剰電力売却仕様書に記載された予定売却電力量(以下「予定電力量」という。)に比べ過不足がある場合であっても、甲は乙に余剰電力を全量売却し、乙は甲から全量購入するものとする。
- 3 甲の施設の運転状況により余剰電力量が変動し、予定電力量を下回る場合があっても、甲は予定電力量に拘束されるものではなく、当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負うものではないものとする。

#### (電力売買上の協力)

- 第2条 甲及び乙は、本契約に係る余剰電力の売買を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、関連する技術基準等を遵守し、甲の施設の発電設備等を適正に維持管理し、余剰電力の安定売却に努めるものとする。
- 3 甲は、乙の要求に基づき余剰電力売却計画を乙に提出するものとする。
- 4 余剰電力量が余剰電力売却計画と大きく相違する事態が生じた場合、或いは生じる恐れがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。なお、甲は余剰電力売却計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- 5 乙は、本契約を履行するために必要な工事又は調査について、甲が必要と認めた場合、甲の施設に立ち入ることが出来るものとする。

#### (託送供給契約)

- 第3条 余剰電力を供給するため、別途乙と甲の施設の地域を管轄する一般送配電事業者(以下「管轄一般送配電事業者」という。)との託送供給契約が必要となる場合は、乙は、乙の負担で管轄一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとし、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。なお、これに必要な甲の施設の情報について、甲は乙に協力し提供するものとする。
- 2 甲は、発電者として託送供給契約を遵守するものとする。
- 3 甲は、乙が本契約を履行するために必要な託送供給契約を締結する際、乙が甲の接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとする。

#### (費用の負担)

- 第4条 甲の接続検討回答書における管轄一般送配電事業者との接続供給に必要な給電情報関係工事、又は取引用計器関係工事がある場合、これに係る費用は、工事負担金として甲が負担するものとする。
- 2 管轄一般送配電事業者との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置(以下「通信装置等」という。)を設置又は変更する必要がある場合は、乙の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期については、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担でこれを撤去するものとする。
- 4 甲及び乙は、各々の責任区分毎の供給或いは受給設備について適正に維持管理を行うものとし、その保守管理に要する費用は、各々の負担にて適正に行うものとする。
- 5 前項のほか、乙と管轄一般送配電事業者との託送供給契約に必要な費用の負担が生じた場合は、乙が全て負担するものとする。

#### (余剰電力売却の中止又は制限)

- 第5条 甲は、次の次号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。
- (1) 甲が管轄一般送配電事業者の事故、工事、点検又は補修により電力を売却できない場合
  - (2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合
  - (3) その他保安上の必要がある場合
- 2 乙は、管轄一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検又は補修により電力を購入できない場合、当該事象が発生している期間に限り、余剰電力の購入を一時中止できるものとする。

(余剰電力の計算)

- 第6条 余剰電力に係る毎月の売却電力量の計量は、管轄一般送配電事業者が設置した取引用電力量計(以下「取引用電力量」という。)を介して乙が行うものとする。
- 2 余剰電力量の計量は、毎月1日午前0時に行うものとする。
  - 3 計量の不具合又はやむを得ない事情により、その時間内の売却電力量に不足が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(電力料金の算定期間)

- 第7条 乙が甲に支払う余剰電力の電力料金の算定期間は、毎月1日の0時から当該月の末日24時までの期間(以下「計量期間」という。)とする。

(料金の算定及びその支払い)

- 第8条 乙は、甲に余剰電力の売却電力に係る電力料金を毎月支払うものとし、料金は、計量期間において第6条によって計量された毎月の受給電力量区分ごとの売却電力量に本契約書別紙に定めた時間帯区分ごとの契約単価を乗じて得た電力量料金の合計金額とする。
- 2 前項の電力料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。
  - 3 乙は、前項により算定された当月分の料金を同月末日(その日が金融機関の休業日の場合は、その前日の営業日とする。)(以下「支払期限」という。)までに甲に支払うものとする。
  - 4 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期限までに当該電力料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、電力量料金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した遅延利息を加算して甲に納付しなければならない。

(記録)

- 第9条 甲及び乙は、余剰電力の売買について記録し、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(環境に係る付加価値の帰属)

- 第10条 甲が乙に売却した余剰電力には環境に係る付加価値を含むものとし、各種登録及び申請等に必要な情報について、甲は乙の要請により可能な範囲について提供するものとする。

(権利譲渡等の制限)

- 第11条 乙は、本契約により生ずる権利義務を譲渡し、担保に供してはならない。ただし、甲の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(一括委任等の禁止)

- 第12条 乙は、本契約の履行にあたって、その全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができないものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要しないで本契約を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に本契約上の義務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。

- (2) 本契約解除の申し出があったとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本契約条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないとき。
- (5) 乙(乙が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時物品等の売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。
- 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、100 万円を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に賠償しなければならない。
- 4 この条の契約解除は、第 8 条の規定による延滞金の徵収を妨げないものとする。

第13条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号の規定)第 96 条の 6、同法第 198 条、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 95 条第 1 号の

規定に該当し、刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、100万円を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、賠償金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に賠償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が本契約の履行に際し、甲若しくは管轄一般送配電事業者又は第三者に対し損害を生じせめたとき。
- (2) 第13条の定めにより本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により余剰電力の購入が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対し、損害賠償の責を負う。
- 3 前項の規定における損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第16条 乙は、本契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後、または本契約の解約後においても同様とする。ただし、法律その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

(定めのない事項の処理)

第17条 本契約書及び余剰電力売却仕様書に定めのない事項について費用が生じた場合、又は本契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

## 「契約金額一覧」

- 余剰電力の売却電力の契約単価は、次のとおりとする。

電力料金単価の時間帯区分	契約単価
重負荷時間帯	円 銭
昼間時間帯 (1 キロワット時あたり)	円 銭
夜間時間帯	円 銭

(消費税等相当額を含む)

## 2. 受給電力量の時間帯区分

### (1) 重負荷時間帯

夏季の平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間とする。

### (2) 昼間時間帯

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間とする。(ただし、「重負荷時間帯」を除く)

### (3) 夜間時間帯

「重負荷時間帯」及び「昼間時間帯」以外の時間とする。

※夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

また、平日とは次に掲げる以外の日とする。

・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に定められる休日

・1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日